

天理市営繕工事における入札時の積算数量公開試行実施要領

1. 目的

この要領は、営繕工事における積算数量の公開により、積算数量の一層の透明性及び客観性を確保するとともに、入札参加者の積算及び工事費内訳書作成の効率化を図るため、入札時における積算数量公開の試行実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 対象工事

原則として、予定価格が1億5千万円（税込）以上の営繕工事に適用する。

ただし、設計・施工一括発注方式により入札公告等を行う営繕工事は除くものとする。

3. 対象工事である旨の明示等

(1) 積算数量書公開の対象工事である旨の明示は、入札説明書等への記載（電磁的記録を含む。）により行うものとする。

(2) (1) の記載は、別記1の記載例によるものとする。

4. 積算数量公開の実施方法等

(1) 積算数量書の公開は、入札に係る設計図書等の閲覧期間に合わせて行うこととする。

(2) 積算数量書の公開範囲については、種目別内訳、科目別内訳、中科目内訳、細目別内訳及び別紙明細とする。

5. 積算数量書の取扱い等

(1) 公開する積算数量書は、参考資料（参考数量）として公開するものである（工事請負契約書に定める設計図書（契約数量）ではない。）。

(2) 積算数量書に関する疑義は、参考資料のため質問の対象としない。

6. 付則

この要領は、令和4年4月1日から試行する。

(別記1) 入札説明書等における記載例

○. 積算数量書公開について

本工事は、積算数量書公開対象工事です。

積算数量書公開とは、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供するものです。

数量書の公開は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に行います。

数量書に関する疑義は、参考資料（参考数量）のため質問の対象としません。

公開する数量書は、工事請負契約書第1条に定める設計図書（図書及び仕様書等）ではありません。従って、契約において発注者及び受注者を拘束するものではありません。